

三豊市農業委員会 8 月定例総会議事録

令和 7 年 8 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 8 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 3 0 名(農業委員 2 3 名、農地利用最適化推進委員 7 名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	○	3 番	石原 剛	○
4 番	く 山 睦士	○	5 番	く 岡 恒男	○	6 番	森 啓二	○
7 番	石井 秀一	○	8 番	小畑 忠司	○	9 番	湯口 貞明	○
1 0 番	糸川 桂市	○	1 1 番	藤田 幸治	○	1 2 番	安藤 健一	○
1 3 番	前谷 晃年	○	1 4 番	福岡 伸也	○	1 5 番	筒井 義朝	○
1 6 番	長堀 和行	○	1 7 番	金丸 喜正	○	1 8 番	松永 克喜	○
1 9 番	木下 一雄	○	2 0 番	浪越 久司	○	2 1 番	細川 高文	○
2 2 番	細川 未恵	ー	2 3 番	平尾 美紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

1 4 番	小野 正俊	○	1 8 番	石井 宏昭	○	2 6 番	細川 亨	○
3 7 番	福岡 定信	○	4 0 番	矢野 直樹	○	5 5 番	吉久 彰人	○
6 6 番	三野 一美	○						

2. 署名委員

1 2 番 安藤 健一
2 3 番 平尾 美紀

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 十鳥 武志
事務局次長 藤原 卓司
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

主 事 土井 太陽

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7 号 非農地通知の件について
議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画の件について
議案第 9 号 地域計画変更の意見聴取について
その他の件について

7. 開会	【午後1時30分】				便による解約も含まれると思われますが、議案には1つしか載せることができないのでしょうか。
事務局長	ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会8月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。		事務局		お答えします。今後も複数の理由で解約される場合が出てくると思いますので、議案への解約事由の欄は1つではなく適宜増やしていきたいと思います。
会 長	皆さん、こんにちは。残暑の厳しい日が毎日続いておりますが、コシヒカリの刈り取りやブロッコリー等の植え付けも始まっているようです。お米の値段も対策はされていますが、早場米について大幅に値下がりするような事態にはならないかと思っています。暑い中での作業になりますので健康には気をつけながら、自分の農地と人から借りている農地の管理や作業に力を入れて欲しいと思います。また、明日は高知県四万十町へ県外視察研修ということで多くの委員が参加する旨を聞いていますので1日だけではございますが、よろしくお願いします。本日の議案は多くありません。皆様のご意見をいただきながら議案進行がスムーズにできますようご協力をお願いいたします。して挨拶とさせていただきます。		20番		前回の定例総会でも意見させてもらいましたが、こうした先月から続く大量の解約について何か誓約書を用いる等の対策を講じることはできないのでしょうか。
事務局長	ありがとうございます。会議の開催にあたり、本日は22番 細川 未恵 委員から欠席の連絡をいただいております。ただ今の出席委員は23名で定足数に達しており、会議は成立いたしますのでご報告申し上げます。なお、恐縮ですが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては会議中電源を切る、またはマナーモードに設定するようお願いいたします。また、本日ご出席いただいております推進委員につきましては、提出された議案に対して意見を述べることは差支えありませんが、採決には参加できませんので、あらかじめご承知の上議事進行にご協力をお願いいたします。それでは総会会議規則第6条の規定により、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。		事務局		お答えします。来月も同じような解約について定例総会にかかると思います。事務局でも慎重に相手と話をして対応させていただきたいと思います。また、誓約書とのことですが賃貸借の契約ですのでそこまでの強制はできません。
議 長	ただ今から、三豊市農業委員会8月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは12番 安藤 健一 委員と23番 平尾美紀 委員のご両名をお願いをいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりでございます。それではこれより議事に入ります。1ページをお開きください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。		議長		事務局では議案書へ載せる解約事由の個数の見直しと連続した大量の解約については慎重に対応をよろしくをお願いいたします。他にはございませんか。
			一同		〔なしの声あり〕
			議長		ないようでございますので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の4件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。3ページをお開きください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。
			事務局		議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。
					〔議案第2号 番号1号から番号5号を朗読〕
					以上5件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。
事務局	議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。		議長		ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ございますか。
			一同		〔なしの声あり〕
			議長		ないようでございますので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の5件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページをお開きください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお番号11号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限に該当する案件となりますので、関係する委員の退席をお願いし、この案件を先に審議したい
議長	ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ご質問ございますか。				
推進委員	解約事由について今回の件に限らず、労力不足だけではなく耕作不				

		と思いますが、ご異議ありませんか。	事 務 局		議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 1 0 号、番号 1 2 号から番号 1 5 号を説明いたします。
一	同	〔 異議なしの声あり 〕			
議	長	異議なしと認めます。それでは、関係する委員の退席を求めます。			〔 議案第 3 号 番号 1 号から番号 1 0 号、番号 1 2 号から番号 1 5 号を朗読 〕
		〔 関係委員退席 〕			
議	長	議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 1 号について、事務局の説明を求めます。			以上 1 4 件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
事 務 局		議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 1 号を説明いたします。	議 長		事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
		〔 議案第 3 号 番号 1 1 号を朗読 〕	6 番		番号 1 号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲受人が以前から譲渡人の田を耕作しており、その流れで今回の申請地も所有権移転の申請となりました。草刈り等も適正におこなっているようですので、何ら問題は無いと思われます。
		以上 1 件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。			番号 2 号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人は県外在住で三豊市には帰ってこないということで、経営規模の拡大を考えている譲受人に譲渡すということで話がまとまりました。
議	長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。			
1 3 番		番号 1 1 号について説明いたします。譲渡人と譲受人は知人です。譲受人の実家に申請地が隣接しているということで、譲渡人からの要望で売買に至りました。申請地を確認したところ適正に管理されており、地元の水利組合とも話をしているため何も問題ないと思います。	7 番		番号 3 号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は今後も耕作する予定はなく、申請地の近くに住む譲受人に相談したところ、経営規模の拡大を考えていたため両者の間で売買の合意に至り今回の申請となりました。
議	長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。			番号 4 号について説明いたします。譲渡人は残存小作として 3 代にわたり申請地を耕作してきましたが、高齢のため不安となり譲受人と話をして有償での所有権移転の申請となりました。譲受人はこれまで通り耕作するということですので問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
一	同	〔 なしの声あり 〕			
議	長	ないようでございますので、議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 1 号についてご異議ございませんか。	8 番		番号 5 号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人の配偶者が農地を耕作していたようですが亡くなり農地の管理が不十分であり譲受人を探していたところ、今回の譲受人が見つかり申請に至りました。現在は草を刈り農地として利用可能な状態で耕作には問題ないと思います。
一	同	〔 異議なしの声あり 〕			
議	長	ないようですので、議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 1 号につきましては許可することと決定いたします。ここで関係する委員の入室を許可します。	1 1 番		番号 6 号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は高齢のため農業を廃止したいということで譲受人と話がまとまりました。水利等問題ありませんのでよろしくお願いいたします。
		〔 関係委員入室 〕	1 2 番		番号 7 号について説明いたします。譲渡人と譲受人は知人です。譲渡人は田畑を全て売りたいということで譲受人を探しており今回の申請となりました。周囲の農地にも影響なく水利等も問題ないと思われます。
議	長	審議を続けます。議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 1 0 号、番号 1 2 号から番号 1 5 号について、事務局の説明を求めます。			番号 8 号について説明いたします。譲渡人と譲受人は知人です。また、番号 9 号についても 8 号と同じ譲渡人であります。譲渡人は農地

		の維持管理が困難であり譲受人を探していたところ番号８号と番号９号の譲受人が見つかり申請に至りました。２人とも申請地だけでなく他にも農地を所有しており管理や水利も問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。				て」を説明いたします。
						〔 議案第４号 番号１号から番号２号を朗読 〕
14番		番号１０号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は持ち家と農地を併せて譲渡先を探していたところ、新たに居住地を探していた譲受人が見つかり今回の申請となりました。今後は新規就農として水稻と野菜を作付けしていくということです。ご審議よろしく願いいたします。				番号１号と番号２号は第２種農地となっています。以上２件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
	議 長					事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
15番		番号１２号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲受人は以前より申請地の近くで耕作しており、譲渡人から売買の話があり申請に至りました。現地を確認したところ水稻が作付けされており特に問題ないと思います。	一 同			〔 なしの声あり 〕
	議 長	番号１３号について説明いたします。譲受人は以前から申請地を譲渡人から借りて耕作をしており、譲渡人から売買の話があり申請に至りました。現在は何も作られていませんが、今後は小麦を作付けする予定とのことです。				ないようでございますので、議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号２号をお諮りします。ご異議ございませんか。
	一 同					〔 異議なしの声あり 〕
17番		番号１４号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人は申請地で耕作する者が亡くなり、管理も難しいため譲受人に譲り渡しました。農地の管理も家の付近であるため容易だと思われます。	議 長			ないようですので、議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号２号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせていただきます。１１ページをお開きください。議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
18番		番号１５号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲受人が経営規模の拡大を考えていたところ譲渡人が農地を手放したいとの話を聞き申請に至りました。ご審議の程よろしく願いいたします。	事 務 局			議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。
議 長		担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。				〔 議案第５号 番号１号から番号５号を朗読 〕
一 同		〔 なしの声あり 〕				番号４号は第３種農地であり、その他は第２種農地になります。以上５件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議 長		ないようでございますので、議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号１０号、番号１２号から番号１５号につきましては許可することと決定いたします。次に進まさせていただきます。１０ページをお開きください。議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。				
一 同		〔 異議なしの声あり 〕				
議 長		ないようですので、議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号１０号、番号１２号から番号１５号につきましては許可することと決定いたします。次に進まさせていただきます。１０ページをお開きください。議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	議 長			事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
	12番					番号２号について説明いたします。申請地では貸し付けの資材置場、駐車場になるそうです。周辺への影響はなく、有償での所有権移転となりますのでご審議の程よろしく願いいたします。
	17番					番号５号について説明いたします。駐車場が手狭となり土地を必要としていたところ、申請地を手放したいということで両者の間で話がまとまり今回の申請となりました。よろしく願いいたします。
事 務 局		議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件につい				

議 長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。		〔 議案第 7 号 番号 1 号から番号 1 0 号を朗読 〕	
			よろしくご審議の程、お願い申し上げます。	
一 同	〔 なしの声あり 〕		議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
議 長	ないようでございますので、議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 5 号をお諮りします。ご異議ございませんか。		6 番	番号 1 号について説明いたします。申請地の所有者は県外に住んでおり、管理を怠っていたため現地を確認したところ住宅並みの高さの木や草が生い茂っている状態でした。そのため非農地が適当と思います。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕		2 番	番号 2 号について説明いたします。申請地は昔、畑として利用されていたのですが現在は確認すると山と同じくらい荒れており非農地だと思います。
議 長	ないようですので、議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 5 号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせていただきます。1 4 ページをお開きください。議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。		1 8 番	番号 3 号について説明いたします。現状、木が生い茂っており農地利用は不可能だと思います。非農地が適当だと思います。
事 務 局	議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」を説明いたします。		1 8 番	番号 4 号について説明いたします。申請地まで進入が難しく見た目は山林であるため非農地が適当と思います。
	〔 議案第 6 号 番号 1 号から番号 7 号を朗読 〕			番号 5 号について説明いたします。番号 4 号と同じく申請地に入るのは難しく長く山林化していたので非農地だと思います。ご審議よろしくをお願いします。
	全て第 2 種農地になります。以上 7 件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。		1 9 番	番号 6 号について説明いたします。現地確認したところ木が生えており近づくことも難しい程荒れているため非農地が適当と思います。
議 長	事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。			番号 7 号について説明いたします。山林化しており耕作は不可能と思いますので非農地が適当と思います。
一 同	〔 なしの声あり 〕		2 0 番	番号 8 号について説明いたします。番号 7 号と同じく申請地は山林化しており耕作するのは難しいため非農地だと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ないようでございますので、議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号 1 号から番号 7 号をお諮りします。ご異議ございませんか。			番号 9 号について説明いたします。申請地を確認するため向かいでしたが山林化しており進入が難しく非農地が適当と思います。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕		議 長	番号 1 0 号について説明いたします。番号 9 号と同じく申請地は農地としての利用は不可能な状態であり非農地だと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ないようですので、議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号 1 号から番号 7 号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせていただきます。1 7 ページをお開きください。議案第 7 号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。		議 長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕		一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第 7 号「非農地通知の件について」の番号		議 長	議案第 7 号「非農地通知の件について」の番号
事 務 局	議案第 7 号「非農地通知の件について」を説明いたします。		一 同	〔 異議なしの声あり 〕
			議 長	ないようですので、議案第 7 号「非農地通知の件について」の番号

1号から番号10号につきましては適当と認め、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。次に進まさせていただきます。別綴じの資料をご覧ください。議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。令和7年4月から始まる農地の貸借は香川県農地機構を介した貸借に一本化されております。本件につきましては、令和7年10月から始まる農地の貸借について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公共財団法人香川県農地機構から、農業委員会に対して意見聴取があり、そちらに対し農業委員会が意見回答をすることとなっています。耕作者の転貸件数は111筆です。本件につきましては、農地機構に意見回答を行った後、香川県による公告を経て令和7年10月から貸借開始となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。

一同 〔なしの声あり〕

議長 ないようでございますので、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 〔異議なしの声あり〕

議長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」の111件につきましては適当と認め、原案のとおり決定いたします。次に進まさせていただきます。議案第9号「地域計画変更の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「地域計画変更の意見聴取について」の番号1号から番号20号を説明いたします。

〔議案第9号 番号1号から番号20号を朗読〕

以上20件、今後転用としてあがってくる予定となっております。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一同 〔なしの声あり〕

議長 ないようでございますので、議案第9号「地域計画変更の意見聴取について」の番号1号から番号20号についてご異議ございませんか。

一同 〔異議なしの声あり〕

議長 ないようですので、議案第9号「地域計画変更の意見聴取について」の番号1号から番号20号は原案のとおり承認いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

- 1. 農業委員会事務局職員名簿及び事務分掌について
- 2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について
- 3. その他

(1) 9月定例総会について
日 時 令和7年9月22日(月) 午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
9月8日(月)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町:福岡 伸也	豊中町:金丸 喜正
		詫間町:松永 克喜	仁尾町:木下 一雄

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
8月21日(木)	農業委員会県外視察研修	高知県四万十町

- (4) 配布物
- ・普及センターだより第184号

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

閉 会 【 午後 3時45分 】